

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和4年度第3四半期分

| 整理番号 | 案件名称 | 工事種目 | 工事場所 | 契約の相手方 | 契約金額（税込） | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 （随意契約理由番号） |
|------|----------------------------|--------------|------|----------------------|-------------|------------|------------------------------------|----------------------|
| 1 | 平野工場クレーン設備整備工事 | 機械器具設置 工事 | 平野工場 | 富士ホイスト工業(株) | 30,800,000 | 令和4年10月5日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号 | K 6 |
| 2 | 平野工場2号炉集じん設備ほか緊急 復旧工事 | 清掃施設工事 | 平野工場 | JEFエンジニアリング (株) | 12,958,000 | 令和4年10月21日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号及び 第5号 | K 6, K 9 |
| 3 | 鶴見工場じん芥クレーンバケット修繕 (その2) | 機械器具設置 工事 | 鶴見工場 | (株)福島製作所 | 895,400 | 令和4年10月24日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号 | K 6 |
| 4 | 鶴見工場焼却設備整備工事 | 清掃施設工事 | 鶴見工場 | 日立造船(株) | 87,329,000 | 令和4年10月24日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号 | K 6 |
| 5 | 東淀工場焼却設備中間点検整備工 事 | 清掃施設工事 | 東淀工場 | 日立造船(株) | 6,061,000 | 令和4年10月28日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号 | K 6 |
| 6 | 平野工場1号炉ボイラー設備緊急復 旧工事 | 清掃施設工事 | 平野工場 | JEFエンジニアリング (株) | 3,014,000 | 令和4年11月25日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号及び 第5号 | K 6, K 9 |
| 7 | 舞洲工場焼却・破碎設備中間点検 整備工事 | 清掃施設工事 | 舞洲工場 | 日立造船(株) | 235,950,000 | 令和4年11月28日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号 | K 6 |
| 8 | 東淀工場排ガス分析計修繕 | 電気工事 | 東淀工場 | 富士電機(株) | 1,174,800 | 令和4年12月1日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号 | K 6 |
| 9 | 平野工場ボイラー設備過熱器整備工 事 | 清掃施設工事 | 平野工場 | JEFエンジニアリング (株) | 176,880,000 | 令和4年12月9日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号 | K 6 |
| 10 | 舞洲工場粗大ごみピット火災検知装 置整備工事 | 消防施設工事 | 舞洲工場 | 能美防災(株) | 3,685,000 | 令和4年12月21日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号 | K 6 |
| 11 | 平野工場焼却設備整備工事 | 清掃施設工事 | 平野工場 | J F Eエンジニアリング (株) | 377,850,000 | 令和4年12月22日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号 | K 6 |
| 12 | 東淀工場バイパスコンベア修繕 | 清掃施設工事 | 東淀工場 | 日立造船(株) | 990,000 | 令和4年12月26日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号 | K 6 |
| 13 | 平野工場クレーンバケット修繕 | 機械器具設置 工事 | 平野工場 | (株)福島製作所 | 1,276,000 | 令和4年12月27日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号 | K 6 |

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場クレーン設備整備工事

2 契約相手方

富士ホイスト工業（株）

3 随意契約理由

今回整備を行う平野工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、焼却炉にごみを供給する設備及び焼却灰の搬出を行う設備であり、24時間連続で稼働している。

クレーンを構成する機器や部材は、連続的な稼働により摩耗しやすい状況の下にあり、消耗部品や機器等を定期的に整備・交換することにより、適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は富士ホイスト工業(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事においてクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場 2 号炉集じん設備ほか緊急復旧工事

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

平野工場集じん設備における調温塔は、焼却炉にて発生した排ガスを所定の温度まで冷却することを目的とした設備である。また、ボイラー設備は、ごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、平野工場 2 号炉の調温塔において、粘土質の灰が大量に堆積したことから使用が不可能となった。また、2 号炉立ち下げ時に行った点検の結果、水管等のボイラー設備ほかにおいても故障が発生していることが判明した。

現在、他工場の整備工事等により当工場への搬入量が多い状態であることから、現状のままでは、ピット状況が悪化していき当工場の搬入受け入れが不可能になる。

以上のことから、構成市全体におけるごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあるため、緊急的に復旧工事を行うものである。

今回故障した設備は、J F Eエンジニアリング (株) において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事は、設備の特質を理論的、経験的に十分把握している必要があるため、設備を施工した事業者以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体においても、一貫した責任と性能に係る保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは、本設備を設計、施工した J F Eエンジニアリング (株) に限られる。よって、J F Eエンジニアリング (株) と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 0 6 - 6 7 0 7 - 3 7 5 3)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場じん芥クレーンバケット修繕（その2）

2 契約の相手方

(株)福島製作所

3 随意契約理由

今回修繕を行う鶴見工場じん芥クレーンバケットは、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う設備であり、24時間連続で稼働している。

本クレーンバケットは、機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより、機器の性能や能力を維持し適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーンバケットは、(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕についてはクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本クレーンバケットを設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後のクレーンバケットにおいて、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本クレーンバケットを設計・施工した(株)福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場（電話番号 06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場焼却設備整備工事

2 契約相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う鶴見工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場

（電話番号06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場
(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場 1 号炉ボイラー設備緊急復旧工事

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

平野工場ボイラー設備は、ごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、平野工場 1 号炉において、ボイラー設備閉塞による故障が発生し、1 号炉の運転が不可能な状態となっている。

現在、当工場は年末年始および定期整備工事に備えピットレベルを最低限に下げる必要があり、現状のままではピット状況が悪化していき、定期整備工事中における当工場への搬入受入が不可能となる。

以上のことから、構成市全体におけるごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあるため、緊急的に復旧工事を行うものである。

今回故障した設備は、J F Eエンジニアリング (株) において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事は、設備の特質を理論的、経験的に十分把握している必要があるため、設備を施工した事業者以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体においても、一貫した責任と性能に係る保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは、本設備を設計、施工した J F Eエンジニアリング (株) に限られる。よって、J F Eエンジニアリング (株) と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 0 6 - 6 7 0 7 - 3 7 5 3)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却・破碎設備中間点検整備工事

2 契約相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場焼却・破碎設備は、一般廃棄物を処理する施設の
うちごみの焼却・破碎処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性
雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部
品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理
を図るものである。

当工場の焼却・破碎設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・施
工されたものである。本工事については焼却・破碎設備が有する特質を理論的・
経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外
では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一
貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本
設備を設計・施工した日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場排ガス分析計修繕

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

今回修繕を行う東淀工場排ガス分析計は、24 時間連続で排ガス中の成分別の濃度を測定している装置である。

工場操業中の周辺環境への影響を最小限にとどめるには、正確な連続測定による適正な公害監視を行う必要があるため修繕を行うものである。

当工場の排ガス分析計は、富士電機株式会社において独自の技術により設計・設置されたものである。本修繕については排ガス分析計が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本排ガス分析計を設計・設置した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後の排ガス分析計において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本排ガス分析計を設計・設置した富士電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場ボイラー設備過熱器整備工事

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場ボイラー設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、ボイラーで発生させた蒸気をさらに加熱し高温の過熱蒸気へ変換する設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受けるため、過熱器管を交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のボイラー設備は、J F Eエンジニアリング (株) において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJ F Eエンジニアリング (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場粗大ごみピット火災検知装置整備工事

2 契約の相手方

能美防災（株）

3 随意契約理由

当工場の粗大ごみピット火災検知装置は、粗大ごみピット用に能美防災（株）において独自の技術により設計・施工されたものであり、同じく同社が設計・施工した、破碎ごみピット放水制御盤と連携し、粗大ごみピットの火災の検知、消火を行うためのシステムを構成している。また、粗大ごみ処理設備全体を監視制御するDCS設備とも連携し、ピット火災時における放水を行うためのポンプの起動制御等も行っている。

今回の工事を行うに当たっては、粗大ごみピット火災検知装置だけでなく連携するこれらの設備についても十分把握している必要があることから、本装置を設計・施工した会社以外では技術面での対応が不可能である。さらに、整備後の本装置を含めたシステム全体の性能・作動状態に対し、一貫した責任・保証を持たせる必要があり、これらの条件を満たすのは本装置を設計・施工した能美防災（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、J F Eエンジニアリング (株) において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJ F Eエンジニアリング (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場バイパスコンベア修繕

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、当工場の焼却灰を灰ピットに搬送するためのバイパスコンベアの修繕を行うものである。この設備は日立造船株式会社が独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本修繕については設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、修繕後の設備の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場クレーンバケット修繕

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

今回修繕を行う平野工場クレーンバケットは、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設において、焼却炉へのごみの供給やごみの攪拌に使用している設備である。

当工場のクレーンバケットは、(株) 福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕については設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株) 福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場
(電話番号06-6707-3753)